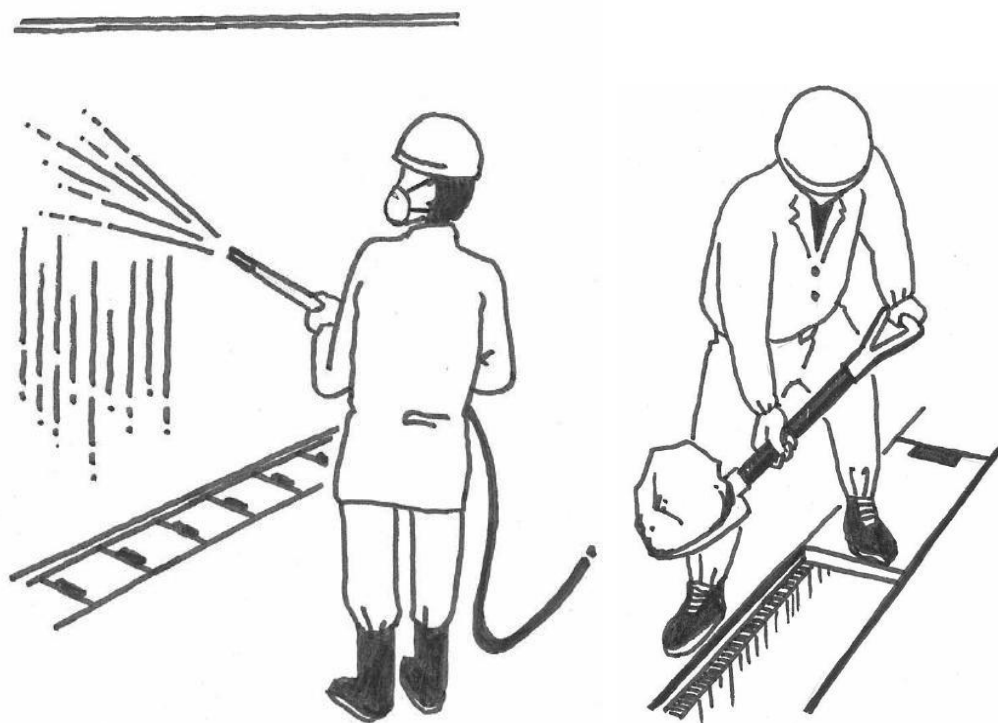


除染などの作業にあたる 作業員のみなさまへ

除染等業務での放射線被ばくを防ぐための手引き



**被ばく線量をできるだけ少なくするため、
作業指揮者の指示に従い、ルールや手順を守りましょう**

このパンフレットは、除染等業務を行う事業者に雇用されて、作業を行うみなさんが、注意すべき大事な点をまとめたものです。ここに示す注意を守り、作業指揮者の指示に従い、安全に作業を行うよう、こころがけてください。

1 外部被ばくと内部被ばく

放射線被ばくには、外部被ばくと内部被ばくの二通りの被ばくがあります。放射線被ばくを防止するには、それぞれ、どのような対策が効果的かを覚えておく必要があります。

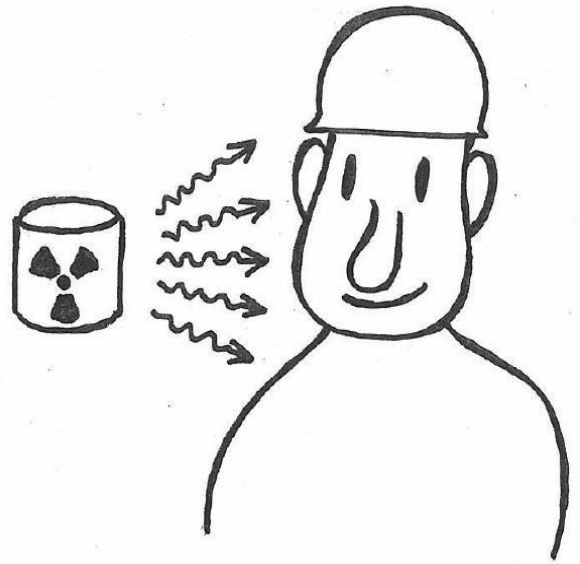
①外部被ばく

大気中にある放射性物質から、放射線を体に受けて、被ばくします。

主として、透過性の高いガンマ線が問題となります。

外部被ばくを防止するためには、次の対策が効果的です。

- 放射線源を取り除く
- しゃへいをする
- 放射線源から距離を取る
- 作業時間をできるだけ短くする



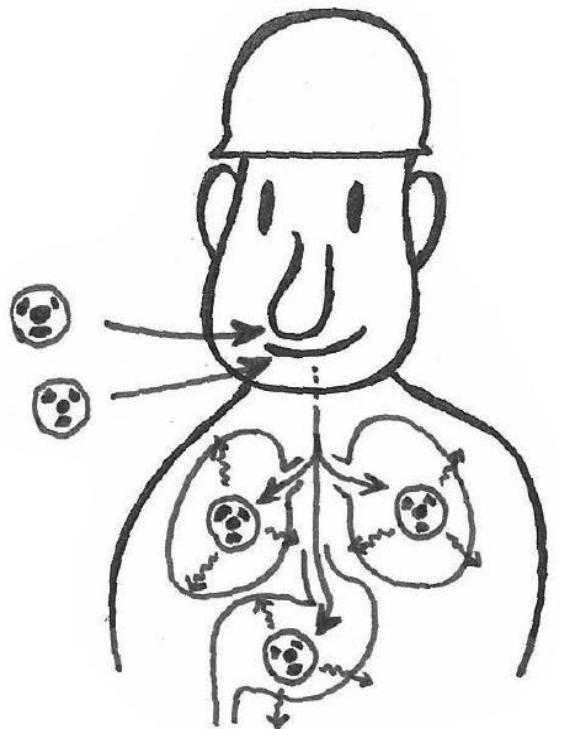
②内部被ばく

吸い込む、飲み込むなどして体内に入った放射性物質から、放射線を受けて、被ばくします。

口や鼻が、放射性物質に汚染されている場合には、内部被ばくしている可能性があります。

内部被ばくを防止するためには、次の対策が効果的です。

- 休憩場所はきれいにする
- 保護具(防じんマスクなど)は、正しく着脱する
- 作業中は、作業指揮者の指示なく、作業場所で、飲食や喫煙をしない



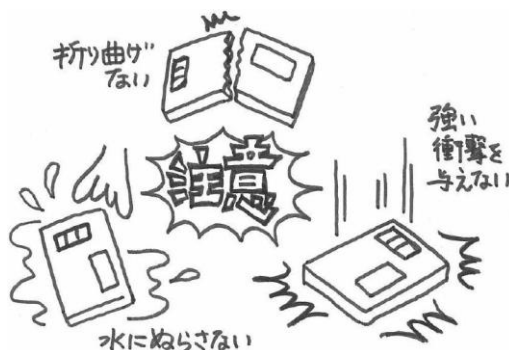
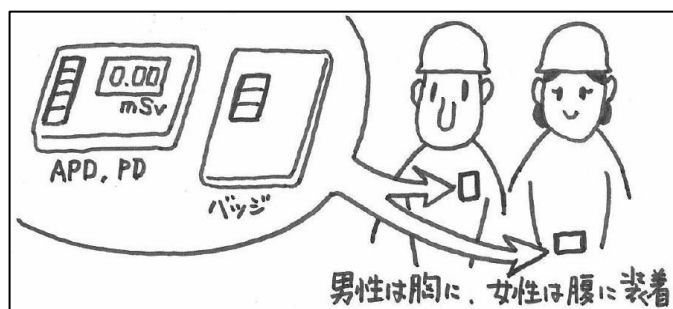
2 被ばく線量の測定

除染などの作業によって受ける被ばく線量は、きちんと測定することが義務付けられています。

放射線や放射能の単位については、8ページをご覧ください。

①外部被ばく線量の測定方法

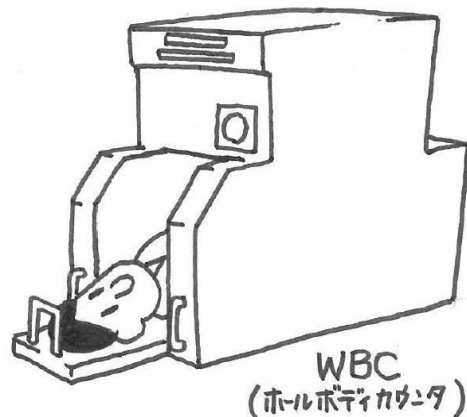
電子線量計（APD、PD）や、ガラスバッジ・ルクセルバッジなどを、一人一人個別に装着して測定します。ただし、線量が比較的低い場所（ $2.5\mu\text{Sv/h}$ 以下）では、代表者のみ測定する場合などもあります。



②内部被ばく線量の測定方法

セシウムが多く含まれている土壌などを扱い、かつ粉じんが大量に発生する作業*では、内部被ばくのおそれがあるため、ホールボディカウンタ（WBC）などで、3か月に1回の頻度で測定を行います。

それ以外の作業でも、スクリーニング検査（防じんマスクや鼻の内側の検査）を行った上で、WBCを受けることがあります。作業指揮者の指示に従ってください。



* 高濃度汚染土壌等（セシウムの濃度が50万Bq/kgを超えるもの）を取り扱う作業であって、粉じんの濃度が $10\text{mg}/\text{m}^3$ を超える作業

③被ばく線量の上限について

除染作業では、被ばく線量の限度を次のとおり定めていますので、超えないようにしてください。

5年で100mSv、かつ、1年で50mSv

- 女性（妊娠する可能性がないと診断された方を除く）は、3か月間で5mSv
- 妊娠中の女性は、その期間で1mSv

なお、事業者から3か月ごとに線量の記録が交付されますので、必ず受け取り、保管してください。

3 作業につく前の準備

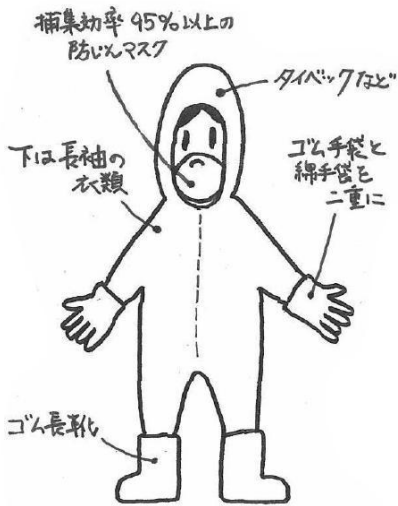
除染などの作業を行う前には、次のことを確認してください。

① 特別教育を受けましたか

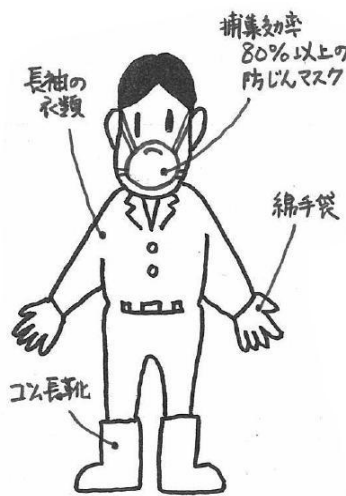
初めて除染などの作業をする前に、必ず特別教育を受けなければなりません。
(特別教育は、4時間の講義と1.5時間の実技からなる教育です)

② 装備は適切ですか

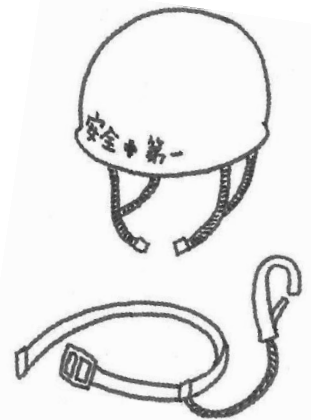
決められた衣類や手袋等を着用しなければなりません。



内部被ばくのおそれ大きいとき

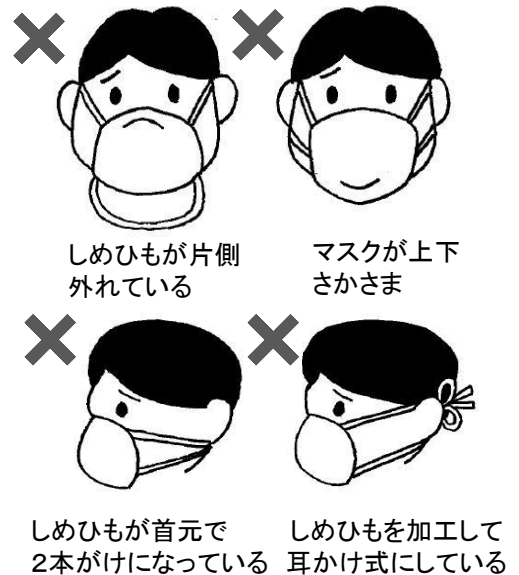
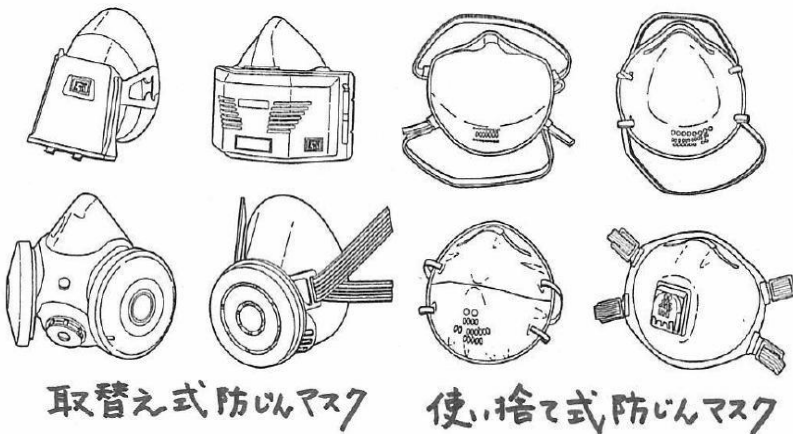


内部被ばくのおそれが小さいとき



高所作業ではヘルメットや安全帯を!!

決められたマスクを正しい方法で着用しましょう。(サージカルマスクでも問題ない場合もあります)



③その日に行う作業を確認しましたか

その日に行う作業については、必ず前もって作業指揮者に確認をしましょう。

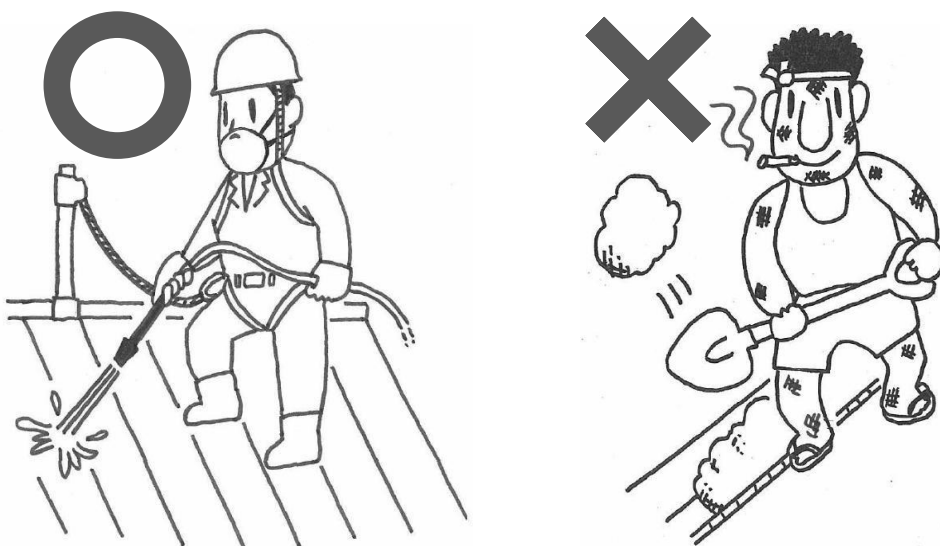
- どんな作業を、どのくらいの時間行うのか
- 作業場所には、どのくらいの放射線量があるか
- 休憩場所や、汚染検査場所はどこか

4 作業中に気を付けること

除染などの作業を行う際には、次のことに気を付けてください。

①作業方法

決められた作業の方法や、作業時間を守りましょう。



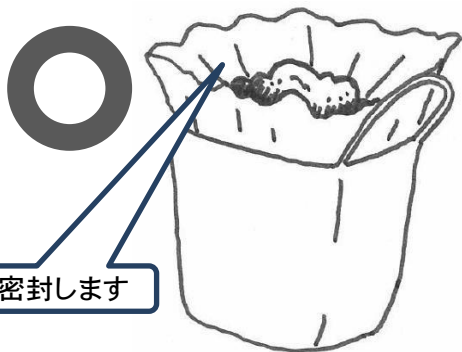
作業場所で粉じんが発散する場合には、水を撒いて、粉じんの発散を抑えてください。

また、特に、身体の汚染を防ぐため、次の点に気を付けてください。

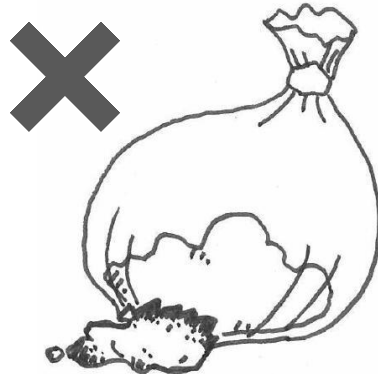
- 作業中、手袋を外さないこと
- 汚れた手袋で顔などに触れないこと
- 脱衣は急がず、手順どおりに行うこと
- 靴はきちんとそろえて脱ぐこと
- 直接地面に座らないこと
- 放射性物質に汚染されたものは、ポリ袋に入れるなどすること

②汚染土壌や廃棄物の保管

放射性物質により汚染されている土壌や、廃棄物を保管する場合には、決められた容器に入れましょう。



きちんと密封します



③休憩と飲食・喫煙

休憩や、飲食・喫煙は、内部被ばくを防止するため、必ず、決められた場所で行ってください。



④けがをした場合

除染などの作業を行う際には、他の屋外作業と同じように、事故が発生する場合があります。

もしも、事故が発生したら.....

けが人を救助し、応急処置を行ってください

状況により、サーベイメータにより傷口の汚染を確認してください。

必要に応じて救急車を手配（119）してください

**除染などの作業中は、必ず指揮者の指示に従い
安全に作業するようにしてください**

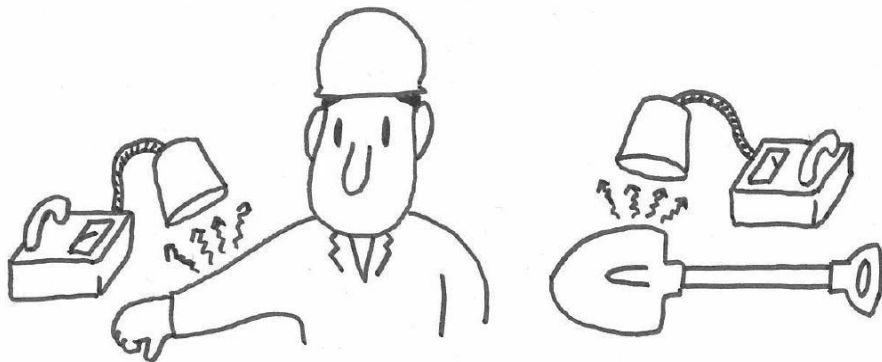
5 作業後に行うこと

除染などの作業が終わった後は、次のことを行ってください。

① 汚染検査

除染などの作業場所から退出する場合には、作業場か、その近くにある決められた汚染検査場所で、汚染検査を受けてください。

汚染検査は、身体、衣服や履物、作業衣や保護具などの装具のほか、作業場所から持ち出そうとする物品についても対象となります。



身体に汚染が認められた場合*には、その箇所をよく水で洗浄**してください。

衣服や装具に汚染が認められた場合*には、すぐに脱ぎ、または取り外してください。

持ち出し物品に汚染が認められた場合*には、その物品は持ち出せません。ただし、他の作業場所に運搬する物品で、容器などに入れている場合や、洗浄した場合には、持ち出しでもかまいません。

* 1cm^2 当たり40Bq（ベクレル）を超えるときに、汚染が認められます。
** 1cm^2 当たり40Bq（ベクレル）以下になるまで、よく洗浄してください。



② 健康診断

除染などの作業を常時行う場合には、雇用されたときと、その後は6か月ごとに1回ずつ、特殊健康診断（被ばく歴の有無、血液の検査と、眼と皮膚の検査）を受けてください。



